

## 健康福祉局職員衛生委員会要綱 【9川健庶第328号局長専決】

(設置)

第1条 川崎市職員安全衛生管理規則(平成18年川崎市規則第27号)第9条第3項の規定に基づき、健康福祉局職員の労働衛生に関する事項を調査審議し、衛生管理の円滑な推進を図るため、健康福祉局職員衛生委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議し、必要に応じ局長又は事業場の長に意見を述べるものとする。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 公務上の災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

(組織等)

第3条 委員会は、委員長1人及び委員14人で組織する。

- 2 委員長は、健康福祉局医務監とする。ただし、医務監不在にあっては、総務部長とする。
- 3 委員の半数は、委員長が指名する者とし、他の半数は、川崎市職員労働組合衛生支部及び民生支部を代表する者が推薦した者とする。

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、1年とする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の職務)

第5条 委員長は委員会を統括し、会議の議長となる。

- 2 委員長が事故、その他の理由により職務が遂行できないときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(定足数)

第6条 委員会は委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

(代理出席)

第7条 第3条第3項に規定する委員がやむを得ない理由により会議に出席することができないときは、当該委員が指名する者を代理者として出席させることができる。この場合において、代理者の出席は、前条に規定する委員の出席とみなす。

(小委員会)

第8条 委員会に委員会協議事項を審議するため、小委員会を設置することができる。

- 2 小委員会の構成は、委員会で決定する。

(関係者の出席)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、健康福祉局総務部庶務課に置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

2 川崎市民生局職員衛生委員会要綱及び衛生局職員衛生委員会要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。